

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

中央区長様

届出者 住所

氏名

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更
- 木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

1 行為の場所 (地名地番) 中央区
(住居表示) 中央区

2 行為の着手予定日 年 月 日

3 行為の完了予定日 年 月 日

4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更	区域の面積			m ²	
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別(建築物の建築・工作物の建設)(新築・改築・増築・移転)				
	(ロ) 設計の概要	届出部分	届出以外の部分	合計	
		(i) 敷地面積		m ²	
		(ii) 建築又は建設面積	m ²	m ²	m ²
		(iii) 延べ面積	(m ²)	(m ²)	(m ²)
		(iv) 高さ	(vi) 用途		
(v) 緑化施設の面積	m ²	(vii) 垣又はさくの構造			
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途		
	m ²				
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容				
(5) 木竹の伐採	伐採面積				
	m ²				

備考

- 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 都市計画法第12条の9に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
 - 当該建築物の建築については、(2)(ロ)(iii)延べ面積欄の()の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
 - 当該建築物の用途の変更については、(2)(ロ)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(ロ)(iii)延べ面積の合計欄(同欄中の()は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。
- 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。

事務処理欄

受付	確認
----	----

(担当者連絡先)

会社名 _____ 氏名 _____ 電話 _____

添付図書

	行為の種類	添付図書	備考
1	建築物の建築	建物概要及び チェックリスト (別紙)	別紙参照
		面積表	<ul style="list-style-type: none"> ・用途別、階別床面積を記入 ・住宅等にあつては住戸専用面積別内訳を記入 ・ホテル等にあつてはホテルの客室面積別内訳を記入 ・容積率緩和を適用する場合は緩和する用途、内容に合わせた必要面積を記入
		案内図	<ul style="list-style-type: none"> ・行為の場所を示す
		配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内における建築物の位置を表示 ・壁面の位置の制限（壁面後退線、有効後退距離）を記入 ・道路種別、道路幅員を記入
		各階平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面の位置の制限（壁面後退線、有効後退距離）を記入
		立面図（四面） 断面図（二面以上）	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面の位置の制限（壁面後退線、有効後退距離）、高さの最高限度、斜線制限及びその緩和方法を記入 ・壁面後退区域内に植栽基盤の縁石を設置する場合はその寸法を記入
2	工作物の建設	工作物 計画概要及び チェックリスト (別紙)	別紙参照
		案内図	<ul style="list-style-type: none"> ・行為の場所を示す
		配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内における工作物の位置を表示 ・壁面の位置の制限（後退線）を記入 ・道路種別、道路幅員を記入
		立面図（二面以上） （工作物の設置面及び 設置面と直交する面）	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面の位置の制限及び地盤面から工作物下端までの高さを記入
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の詳細図等を添付

※ 2部提出（審査完了後1部返却）

※ 代理人が届出を行う場合は委任状を添付すること。

※ 必要に応じてその他参考となるべき事項を記載した図書を添付すること。

※ 行為に着手する30日前まで、かつ、認定申請及び確認申請の前に必要な図書を添えて届出を行うこと。